

## 令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもに関する施策の推進検討部会 議事録

1 日 時：令和5年9月12日（火）17時30分～19時00分

2 会 場：千葉市役所 高層棟2階 XL会議室203

3 出席者：

(1) 委員

吉永委員（部会長）、郡司委員、笹口委員【委員5名中3名出席】

(2) オブザーバー

宮本委員

(2) 事務局

【子ども未来部子ども企画課】 宮葉課長、佐久間課長補佐

4 議題等：

(1) 議題

ア 確認・検証の手法について

イ こどもの委員会への参加について

ウ 文言の検討について

(2) その他

ア 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 各議題の内容について、部会長より説明があり、意見交換が行われた。

(2) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 大変お待たせいたしました。ただいまから令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもに関する施策の推進検討部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本検討委員会は、オンラインと対面形式の同時開催で進めさせていただきます。不慣れなため、至らない点もあるかと思いますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事

項に違反したときは退室していただく場合がございますので、御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

続きまして、推薦団体の役職改選により新たに御就任いただきました委員の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立くださいますようお願いいたします。

千葉市青少年育成委員会会長会会長、笹口芳則様。

○**笹口委員** どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐久間補佐** ありがとうございます。

なお、吉永部会長におかれましては、オンラインで御出席いただいております。

また、本日、清水委員、山崎委員から御欠席の旨、御連絡をいただいております。

さらに、オブザーバーとして宮本委員長に御出席をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会場内の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○**宮葉課長** 皆さん、こんばんは。千葉市こども企画課の宮葉と申します。千葉市こども基本条例検討委員会こどもに関する施策の推進検討部会の開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

皆様には、平素より本市のこども施策をはじめといたしまして、市政各般にわたり御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。本日はお忙しいところ、また、このような遅い時間からの開始にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、こどもに関する施策の推進検討部会の第1回目の会議でございますので、改めて部会の趣旨につきまして御説明させていただきます。

部会につきましては、4月に開催した会議でお示した条例の骨子案の内容に関しまして、委員の皆様で議論を深め、専門的、集中的に御審議をいただくためのものがございます。最終的に部会での意見を整理し、取りまとめていただくこととなりますが、それがそのまま条例検討委員会としての決定事項になるということではございません。各部会が検討した内容につきましては、来年1月に開催予定の検討委員会で御報告いただきまして、委員全体で御審議をいただく形になります。

本日も委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。まして、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐久間補佐** それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。吉永部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○**吉永部会長** 皆様、こんばんは。

○**事務局** すみません、いま一度お願いいたします。

○**吉永部会長** 聞こえますか。

○**事務局** 聞こえます。

○吉永部会長 話していますが、聞こえないですかね。

(通信調整)

○吉永部会長 ちょっと電波が悪いと、私が司会するとすごい時間が無駄になっちゃうので、今日は郡司さんに司会していただいたほうがいいかなと思ったんですが、どうですか。

○郡司委員 司会原稿があるのであれば。

○吉永部会長 司会原稿は私ももらっていません。私が大枠で考えたのは、まず千葉市さんに施策の部分に関してちょっと説明していただいた後で、皆さんがいろいろ自由に話したほうがいいのかなと思ったんですけれども、どうでしょう。

○宮葉課長 事務局のほうで御用意した資料につきまして、私のほうから説明させていただきました、それを参考に皆さんでいろいろと御議論していただければと思っております。よろしいでしょうか。

○吉永部会長 お願いいたします。

○宮葉課長 それでは、A4、1枚の資料で「こどもの権利を規定する条例比較（政令市）（こどもに関する施策関係）」と上に記載しております資料をお願いいたします。こちらにつきましては、政令市の中で子どもの権利を規定した条例を制定する市、5市になりますが、それぞれの状況について記載している資料でございます。

一番初め、川崎、名古屋、札幌、相模原、新潟という形で、条例を制定した順に記載してございます。条例名、施行年度はそれぞれ記載のとおりでございます。

今回御議論いただくこどもに関する施策関係でございますけれども、まず、市の方針を規定しているところの部分ですけれども、川崎、名古屋、札幌、相模原については、方針という形での規定は置いてないということです。その下には参考として、こども基本法における基本理念というものを記載しております。

それから、一番右の新潟市ですけれども、こちらのほうの条例においては基本理念の規定を設けて、子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利として有しており、それを実現するためにまず①として、「身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと」。2つ目として、「自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること」が保障される必要があるという旨を規定しております。

その下に行きまして推進計画等でございます。こちらにつきましては、枠の中で記載しておりますけれども、相模原市を除く4市については、行動計画に関する規定を設けているものの、条例の制定時期が令和5年4月以前ということで、こども基本法に規定されている市町村こども計画としては位置づけをされているものではないということです。また、名古屋市については、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために総合計画を策定することとしていますが、その他の政令市ではこどもの権利に関する推進計画となっております。

その下、推進状況の確認・検証ですけれども、まず川崎市においては、権利委員会ということで、行動計画について意見を述べるほか、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況について調査・審議するというもので、委員は10人以内で任期3年と規定されております。

それから、名古屋市においては子ども・子育て協議会という形で、子どもに関する施策に関す

る重要事項及び必要な事項について調査・審議を行うというもので、委員は35人以内、任期は2年となっております。

それから、札幌市については権利委員会として、推進計画について意見を述べるほか、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査・審議するというもので、委員は15人以内で任期は2年、委員は15歳以上の子どもも含む市民などとなっております。

1つ飛ばして新潟市ですけれども、子どもの権利推進委員会ということで、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて調査・審議するというもので、委員は15人以内、任期は2年で、学識経験のある者、子どもを含む市民等から市長が委嘱という規定となっております。

その下ですけれども、参考といたしまして、千葉市におけるこどもに関する計画というものでございます。本市では「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思う『ちば』の実現」を基本理念とする千葉市こどもプランを策定しておりまして、この計画に基づき、全てのこども、若者と子育て家庭を対象に妊娠・出産期から切れ目のない支援を体系的、総合的に推進するほか、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労、経済的な支援施策を体系的に整理いたしまして、総合的に推進するためのこども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～などの個別計画と連携しながらこども施策を推進しておりまして、これにつきましては、子ども・子育て会議ですとか社会福祉審議会児童福祉専門分科会、青少年問題協議会、こういった附属機関におきまして、計画における実施状況や評価についての報告、意見聴取を行うとともに、その状況をホームページなどで公表しております。

今回、制定を目指しておりますこども基本条例において、新たに計画策定に関する規定を設ける場合には、現行の千葉市こどもプランなどの計画にこどもの権利の要素を加え、新たな計画を策定するという形で、新たな計画と書いてございますが、基本的には千葉市こどもプランの中にこどもの権利の要素を加えて一体化した計画とするというものを今のところ考えているところでございます。

説明については以上でございます。

○吉永部会長 ありがとうございます。私が司会して大丈夫ですか。

○郡司委員 今のところ良好です。

○吉永部会長 いいですか。

○郡司委員 大丈夫です。

○吉永部会長 分かりました。それでは続けて、もし何かあったら郡司さん、よろしく願います。

○郡司委員 承知しました。

○吉永部会長 それでは、今、課長から御説明いただいたことに関して、どなたか御質問ございますか。最初の、少し文字が小さいA4の紙に沿って御説明いただいたんですけれども、いかがでしょうか。

私のほうから聞きたいんですけれども、いきなり大きな質問になっちゃうかもしれないんですけれども、千葉市におけるこどもに関する計画の説明をしていただいて、こどもプランのところに権利の要素を加えていくという話をされたんですけれども、そうすると推進状況の確認・検証に関しては、今、子ども・子育て会議などでやっていらっしゃるということだったんですが、同

じ仕組みで考えていらっしゃいますか。それとも、この検討部会でそのあたりも考えてよろしいんでしょうか。

○宮葉課長 基本的に子ども基本条例につきましては、子どもの権利の擁護、保障とともに、子どもに関する施策の総合的な推進というものを目的の一つとしておりますので、子ども施策の推進に係る進捗状況等の審議につきましては、既存の附属機関でいろいろ審議していただいておりますので、基本的にはそのテーブルにのっかるものと今のところは考えているところでございます。

○吉永部会長 分かりました。では、このような感じでほかの皆さんも質問をお願いします。手を挙げているのが分からないので、郡司さん、指してあげてください。

○郡司委員 では、私、質問させていただいてもいいですか。

○吉永部会長 どうぞ、お願いします。

○郡司委員 ありがとうございます。私から2点お伺いしたいと思っています。

まず1点目として、上段の表についてなんですけれども、ここの資料を見る限りでは、千葉市として目的以外の方針をつくるかつくらないかみたいな議論がなされることを想定されて、この資料を御用意いただいたのか、あるいは、ほかのことを何か意図されて持ってきていただいているのか、このあたりをお伺いできればと思っています。

2点目として、先ほど吉永先生もおっしゃっていましたが、現状の千葉市子どもプラン等の計画というのは、今年の7月あたりにたしか公表されていたものかなと私は思うんですけれども、ここに子どもの権利の要素を加えて新たな計画を策定するというのは、私たちの役目ではなくて、何年か後のどなたかの役割になるのか。このあたり、いつ、この子どもの権利の要素が加えられるのかというものと、あと現状が子どもだけにどう即してないのかというところ、もしよろしければ教えていただければと思っています。

以上です。

○宮葉課長 まず、方針につきましては、4月に示しております子ども基本条例の骨子案、こちらの事務局でつくらせていただいた中の第4章の「子どもに関する施策の推進」で市の方針として、ここでは4つほど記載させていただいておりますけれども、これをベースに考えていただいて、市の方針として規定する内容として、もっとこういう要素を入れたほうがいいのかというところを御審議いただきたい。そのための参考として、既にある5市の状況を示しているところではあるんですけれども、基本的に5市というのが子ども基本法ができる前に制定された条例でございますので、そこの中での違いというものは若干あるかと思うんですが、一応参考にしていただければと思っております。

それと子どもプランの関係ですけれども、政令市5市の中で、一応、こちらについては子どもの権利の保障というところがメインではあるんですけれども、それについて権利の保障を推進していくための様々な事業を盛り込んだ計画をつくって、それがちゃんと機能しているかを確認・検証していこうというような規定で各市つくられているところではあると思います。

本市の(仮称)子ども基本条例ですけれども、こちらについても、やはり子どもの権利の保障をはじめとして、子どもに関する施策の推進を総合的に推進していくということが1つの目的でありますので、推進するための計画をつくり、その進捗を確認・検証していく必要があるとい

うところで、一旦は規定する必要があると考えまして、事務局の骨子案では掲載しております。具体的にどういう形で計画をつくっていくか、あるいは確認・検証を行っていくのかというところですけども、まだこれははっきり確定しているわけではございませんけれども、一応、既存のそういった仕組みがございますので、それを活用していくことを基本的に考えているというところがございます。

以上でございます。

○郡司委員 ありがとうございます。

○吉永部会長 ありがとうございます。

では、今の御意見も含めて、どなたか御意見いかがですか。ちなみに大分前にいただいた骨子案の市の考えというところで、推進計画とか推進状況の確認・検証という、非常に簡易に書いてある感じなので、皆さんのほうでいろいろ意見を言っていくと、より具体的になっていくのかなという感じがしますので、どうぞ御意見をお願いします。そこにいと目が合ったりしてすぐ指せたりするんですが、郡司さん、お願いします。

○郡司委員 オブザーバーの宮本先生は積極的に話しされてよいということなんですか。オブザーバーの立ち位置があんまり分かってないんです。

○宮本委員 オブザーバーは発言しないという形では出ているんですけども、ただ、寂しい状況。

○郡司委員 では、私から質問させてもらいます。今、吉永先生が御指摘されていた推進の状況の確認・検証って、誰がやるのかなど。これはオンブズマンみたいな形のことを想定されてお話しされているのか。それとも、調査ができるぐらいの能力がある人たちがある程度定期的に集まって調査研究を行うのか。あるいは、半年に1回ぐらい会議を持つようなことを想定されているのか。このあたり、かなり大事だと思うんですけども、割とあっさりかなという懸念を持ったので、改めてお伺いできればと思います。

○宮葉課長 今現在、こどもプランでも、毎年度、進捗状況の確認・検証というものを先ほど話した社会福祉審議会児童福祉専門分科会などで報告して、委員の方々からいろんな御意見をいただきながら、それを確定してホームページ等で公表しているというような状況でございます。それは前年度の取組について御審議いただくという形ですので、その内容につきましては、基本的には年に1回、前年度の取組状況を御審議いただくという形で行っております。

○郡司委員 それはどなたが調査されているんですか。調査項目を策定されたり、調査の手続をされているのは市役所の方になるのでしょうか。

○宮葉課長 こどもプランに記載されている各事業がございますので、その事業所管が自己評価という形で、どれだけ進捗が図れたのか、当初の目標からどこまで進められたのかというようなことを自己評価して、それを資料にまとめまして附属機関のほうに示し、その状況についていろいろな質疑応答を経まして御承認いただくという形になっております。

○吉永部会長 ありがとうございます。今日、私にも送っていただいている大きなファイルがあって、名古屋、札幌、相模原、新潟、豊田、目黒、多摩市というのは皆さんの手元にもありますか。

○郡司委員 はい、持参しています。

○吉永部会長 実は私、豊田市の子どものに関する施策の推進に関わる子どもにやさしいまちづくり推進会議というもののメンバーにさせていただいたんですけども、子ども計画に沿って、この子

ども条例の中に、そういう推進の新しい組織をつくりますということを規定しているような条例のつくり方もあるみたいなんです。

それと、もう一つのパターンとして大きなのは、川崎市なんかは権利委員会をつくっていて、この中に子どものパーツもありまして、検証とか確認なんかは子どもたちが一緒にやれるような仕組みにしていたりするんです。ですので、議論の仕方としては、今、千葉市さんが考えている既存の仕組み、子ども・子育て会議とか、社会福祉審議会とか、いろいろ分かれている、これまでやってきた人たちがそれぞれ今度新しく条例で定めるものを組み込んで話し合っていくみたいなパターンと、もう一つは、この条例の中にそういう仕組みについての条項も入れて、実際、そういうものをつくっていってもらおうという可能性があるんだったら、そういう方向性についても考えると、いろいろやり方があるような気がするんですけども、皆さんはどんな御意見をお持ちですか。

笹口委員さん、お願いします。

○**笹口委員** 今日から参加します笹口と申します。これまでどんな議論が出たか、いまいち把握できてないんですけども、今の議論では、推進計画があって、推進計画の評価を毎年社会福祉審議会等で行うと伺ったんですけども、部会長がおっしゃるように、既存のそういった協議会なり審議会なりで、併せてこどもの施策についても評価するという形になっちゃうのかなと、そういう心配が考えられて、やはりこどもの基本条例で定める条例を新たにつくるからには、そういった専門的な審議会、これ専用の審議会みたいなものが必要なのではないかと思いました。こども基本条例、要するに包括的な、今まであったのをまとめて1本にするという、かなり大きな条例だと思いますので、やはりそれについての進捗を判断、評価するのも、それなりの専門的な審議会、協議会をつくっていくというのは対外的にも分かりやすいのかなと思いました。

それから、1つ、他の政令市にはこういう条例があるんですけども、今まで千葉市にはこういった子どもに関する条例はなかったという理解でよろしいですか。

○**宮葉課長** 総合的なこども施策に関する条例というものはなかったです。こちらのほうも総合的な条例というよりは、こどもの権利の保障をメインにした条例を制定している市を今ピックアップさせていただいていますけれども、このほかに子どもの育成に関して着目した条例をつくらしている政令市もほかにはあります。

○**笹口委員** こどもの権利の要素を加えるというのは千葉市こどもプランについてだと思うんですけども、いつの間にか千葉市こどもプランについての検討みたいなものになっていて、こども基本条例の骨子案を考えるとということと、千葉市こどもプランを変更する、改正するというのと、ちょっとスタンスが、それがどういうふうに整合するんだか、いまひとつ分からなくて、千葉市のこどもプランにこどもの権利の要素を加えれば完結するんですか。千葉市のこども基本条例ができ上がるであろうその姿とこどもプランがリンクすることになるんでしょうか。

○**宮葉課長** こども基本条例がこどもの権利の保障を含めてこどもに関する施策の総合的な推進というものを目的としております。その理念を具体化していくのが計画という形になるんですけども、千葉市においては、こどもに関する総合的な計画というのがこどもプランになります。制定時期がずれている関係で子どもの貧困対策推進計画というものが別の計画として今存在しているような状況なんですけれども、基本的にはこういうものもできるだけ統合していこうとは

考えております。ですので、こどもに関する基本的な条例としてこども基本条例があり、こどもに関する基本的な施策の推進計画として千葉市こどもプランという形で整理していきたいとは考えております。

○郡司委員 今のお話を伺った形だと、こども基本条例が上位に来るもので、具体的な施策、事業の話になると千葉市こどもプラン等になるという認識で合っていますか。であれば、こども基本条例のほうにこういった権利委員会に当たる権利の推進委員会を立ち上げますということを引きちんと文言として残しておくことは重要なのかなと思いますし、先ほど事業所管が自己評価でこのプランについては事業についての振り返りを行うということだったんですけれども、こどもの声というものがそこにあるのかどうかという話と今のお話を聞いた感じだと、事業所管がもしかしたらこどもに対してアンケートを取っているかもしれませんが、自己評価と言われてしまうと、専門家がきちんと入って調査を行っているとは言い切れないのかなと思うので、先ほど吉永先生が整理いただいた1番の既存のものに組み込むというよりは、2番の条例に入れてこういった新しく委員会を立ち上げるといったほうがこどもの権利の保障という観点からすると重要なのかなと思います。

吉永先生が全く聞こえないですとおっしゃっているんですが、ミュートになっているみたいです。吉永先生、聞こえますか。吉永先生がミュートになっています。聞こえましたか。簡潔にもう1回言います。こどもプランよりもこども基本条例のほうで上位に来るものだと今お伺いしましたので、新規に推進委員会等を組み込んだほうがいいんじゃないかということに加えて、先ほど吉永先生が整理いただいた、1番よりも2番の条例に入れて新規に立ち上げるというほうがこどもの権利を保障するという観点でよりマッチするのかなということを発言しました。

事務局にお返しします。

○吉永部会長 ありがとうございます。すみません、一瞬聞こえなかったです。

笹口委員のほうは、課長のお答えをいただいて疑問は解消されましたか。

○笹口委員 解消されたかどうかは分からないんですけれども、今まで千葉市には条例がいろいろ細かいのはあったけれども、私は、包括的なこういう条例となると理解をいたしました。

○吉永部会長 ありがとうございます。皆さんがいろいろ聞いてくださるといろいろ分かってきますので、よろしくお願ひします。

ほかはいかがでしょう。今、皆さんのおっしゃったことに関して、千葉市さんのほうからは何かコメントありますか。

○宮葉課長 今回、この部会につきましては、委員の皆さんがいろいろと御議論いただく場でございますので、基本的な考え方としては、これまで御説明したとおりなんですけれども、それを踏まえて委員の皆さんが御審議いただくことでございますので、そのあたりはいろいろと御意見をお伺いできればと思っております。

○吉永部会長 ありがとうございます。何か新しい会議体みたいなもの、こどもの権利の保障状況を検証したりとか、あるいは様々な施策の推進状況についていろいろ報告を受けるような会議体のイメージなんですけど、そういうものを新しくつくっていくような条例の中にそのことを入れていくのはどうかという意見が今結構出ていると思うんですが、ほかの御意見ありますか。

○郡司委員 私からよろしいですか。

○吉永部会長 お願いします。

○郡司委員 私も今、整理いただいたように、新しく委員会なるものをつくるというのがよいのかなと思うんですが、それをもう少し深める議題としては、構成されるメンバーをどうするのかというところかなと思っています。ほかの政令市の事例を見ると、それぞれ人数は異なるようではあるんですが、委員の中にきちんと子どもと言われる年代の子たちを入れるかどうかというところは議論したいかなと思っています。私は子ども当事者なので入れてほしいかなと思っています。

もう少し踏み込んでお話しすると、こういう場に、私も24歳なのである程度大人に近づいてきていますから発言はできるんですけども、じゃ、ここに小学生が来るとなったら、なかなか、大人の中にぽつんと小学生がいるって厳しいというか、かなりはきはきしゃべれる子じゃないと来られないみたいな、そういったところで選別されてしまうというか、来られる子が限られてしまうのかなと思うので、子どもだけの委員会をつくったら子どもたちが自由に発言できていいのかなと思いました。私がヒントを得たのは、この間、千葉市のほうでやっていた子ども議会なんですけれども、子どもたち同士が自分たちのまち、自分たちの権利について保障されているのかどうかを代表者たちが話し合う場というものを設けてもいいのではないかなと思っています。

先行事例をもし吉永先生が御存じだったら御教示いただければと思うんですけども、たしか岩手県のほうでそういった事例があったと教えていただいたことがありまして、そのときは児童館を子どもたちが選ぶ、事業者さんを選ぶということで子どもたちが委員になってやっていたりしたんですけども、そういったことはもちろん日本のどこかには事例はあるはずなので、千葉市でも、ぜひそういったことができれば子どもたちが発言しやすい、声を上げやすいんじゃないかなと思って1つ御提案です。ぜひ御議論できればと思います。

以上です。

○吉永部会長 ありがとうございます。例えば札幌市とかだと15歳以上と決めて、子どもだけではなくて、大人も一緒に会議体にしちゃってたりとかするみたいです。先ほどの新潟の例なんかは、単発的な何かあるものをつくるときの一時的な会議体なのか、ちょっといろいろ位置づけも考えていかなきゃいけないかなとは思いますが、そのほかの方はどんな御意見ですか。たくさん会議体があると、前にちょっと大変になっちゃったというのもありますし、新たに条例のためにもそういう横断的な会議体をつくるんだとすると、例えば子ども・子育て会議みたいに、本当に必要なことを定期的にどんどん確認したり決めたりしなくちゃいけないものとは少し別にして、例えば年に2回程度とか、そういうようなやり方もあるのかなとは思っていますけれども、ほかに御意見よろしくお願いします。

ぜひお声が聞きたいかなと思うんですけども、ほかに清水さんや山崎さんはいらしていますか。

○郡司委員 今日お休みなんです。なので、こちらにいるのは私と笹口さんになります。

○吉永部会長 お休み？

○郡司委員 委員は2名しかおりません。

○吉永部会長 そういうことなんですね。それでは、ぜひ郡司さんと笹口さんと私で活発にいろんな話ができればと思うので、郡司さん、いろいろお話ししてください。

○郡司委員 挙手するのも時間をもたないの自由で発言してもいいですか。

○吉永部会長 どうぞ。私、見えないし、お願いします。

○郡司委員 分かりました。権利委員会というのは子どもたちのためにあるものなのか、それとも、それを見守っている大人たちも入ったほうがいいのかというのは、私はこちら辺があまり整理しきれていないんですけれども、例えば既存の子ども・子育て会議とか、社福とか、青少年問題については、これは全部大人と呼ばれる年代の人たちが集まっているということですよね。

○宮葉課長 基本的にはそういうことになりますが、ただ、例えば子ども・子育て会議では市民の方、公募で入ってこられる方もいらっしゃいます。

○郡司委員 ありがとうございます。

○笹口委員 こどもの施策を考えるというのは、私、どうしても当事者の意見というか、当事者の考えをまず聞くというのが1つ基本になるのではないかと考えています。こどもの当事者の声、意見といっても、どういうふうにそれを吸い上げるかというのは、これはかなり考えどころだとは思いますが、単に何とか委員会に1人、2人、当事者のこどもがいても多分こどもは発言しづらいというか、できないと思うので、郡司さんがおっしゃったように、こどもが何人かいて自由に発言してくれる的な、そういう場があれば理想なのかなと思うんです。

ただ、今回、条例をつくるに当たって、あるいはこどもプランを考えるに当たってということですが、時間的な問題もあるでしょうし、こどもを集めてどうするか。意見がどのぐらい出てみたいかな、それを条例に反映できるのかとか、いろんな問題があるので。ですから、たまたま今、目黒区の8分の5ページを見ているんですけれども、「子どもの参加」が第12条にあるんですけれども、この辺、「子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくらったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません」。条例ですから、どうしても理念的になると思うんですけれども、こういうものを1つ設けておくと、これに沿った形でどういうふうに行動しようかというようなものにつながると思いますので、やはり条例にこうした1条を設けて、当事者の意見を反映させるのが大切だということを今回の基本条例にも盛り込むべきなのではないかなと私は考えています。

○吉永部会長 ありがとうございます。皆さんの意見が出たんですが、千葉市さんのほうからいかがですか。

○宮葉課長 事務局でございます。今、主に議論されているところの確認・検証の手法等でございますけれども、具体的にどういう形になるかというのはまだ先の話ではあると思うんですが、少なくとも条例において、どのように規定していくのか。規定する項目ですとか、その内容ですとか、そういったあたりの御意見というところで、例えば第4章の最初に市の方針ということで、施策の推進に当たっての市の考えをちょっと示しているようなものでございます。ちょっと読み上げさせていただきますと、「全てのこどもが健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備」、あるいは「困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援」、それから「子育てに夢や希望を感じられるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援」、「地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援」という形で、大別すると、1つ目がこどもに関しての方針、2つ目が若者に関する方針、3つ目が子育て家庭に関する方針、4つ目が地域住民等を含む方々に関する方針と分けておりますが、このほかにも、こういうことに関して市の考え、あるいは姿勢を方針として示すべきではないかですとか、あるいは、その内容ですとか、そういったものについても御意見

をいただければありがたいなと思っています。

○吉永部会長 ありがとうございます。そうすると、どうですか。3人しかいないのであれなんですけれども、一応、この部会としては、そういった新しい推進に関わる会議体を条例の中に組み込んで、しかも、こどもがそれに参加できるようにする。もしくはこどもだけで構成するような、そういう会議体があってもいいんじゃないかという意見にまとまりつつあるような気がするんですけれども、そういうのをちょっとお話ししながら、調べながらやっていると、こどものそういう会議体を設置しているのは2022年の4月、全国の61自治体で、1700ぐらい自治体がある中の3%にすぎないらしいんですが、こども家庭庁ができたことで、こういう取組をもっと広げなきゃいけないというのは一応国としては方針にはあるみたいですが、今つくろうとしている条例なので、そういう方針はきちんと考えに入れてやっていく必要もあるのかなとは思っているところです。どうでしょう、皆さん。

○郡司委員 私からよろしいですか。

○吉永部会長 お願いします。

○郡司委員 ありがとうございます。私も今、吉永先生が御提供いただいたデータを、NTTデータという研究所ですかね。こども家庭庁の資料です。

○吉永部会長 こども家庭庁のサイトから見ています。

○郡司委員 分かりました。私もアドボカシーとかロビーイングというやつも、国とか、ほか千葉県千葉市の議員さんにもいろいろお話に行きますけれども、聞かれるだけで、自分が一市民として、そこに何か力を発揮できているみたいなの、そういう自己効力感みたいなのところが正直あんまりないんです。こどもが20人いるうちの2人だとか、インタビューをされるだけの存在というのは、こどもの声が聞かれるというところにはまだ達してないのかなと個人的には考えているところです。

そう思うと、こどもたちだけで自分たちの権利のことを考える場があってもいいんじゃないかなと思いますし、ほかの自治体、ほかの政令市の事例を見る限りですと、これはまだこども基本法、こども大綱ができる前の話ですので、こども家庭庁が今ちょうど部会をやっていたりしますが、こどもの意見反映をどうするかみたいなのところも考えたときには、こどもたちが自分たちのことを自分たちだけで考えられる場があってもいいんじゃないかなと、私自身は3%かもしれないけれども、そこに乗っかっていくというのも1ついいんじゃないかなと思っていますし、ぜひ千葉市には一市民としてやってほしいなと思うところです。もしよろしければお二人の御意見を伺えればと思います。

○吉永部会長 どうでしょう。笹口委員はいかがでしょう。

○笹口委員 繰り返しになるかもしれませんが、やはりそうした当事者の声を吸い上げるシステムというのが最も大事なのではないかなと思いますので、どうしたらこどもの本当の声が聞けるのか、吸い上げられるのかということから考えて、形からつくるんじゃなくて、まず実質からそういうものを考えていくという姿勢が特に大事なのかなと。まだまだこどもの分野の施策というのは非常に抽象的なところがあって、言い換えれば確立されていないというか、いろんな考えの子がいるから、どこまでそれをというのものもあるのかもしれませんが、ただ、やはりそうした取組、姿勢というのは、千葉市の新たな条例をつくる際の新たな考え方、新たな取組とし

て、そういうのを目玉にするとか、そういうふうにしていかないと、なかなか市民にもアピールできないんじゃないかなと憂慮しています。

○吉永部会長 ありがとうございます。今、私もすごくそうだなと思うことをお話しいただいたんですが、本当に子どもたちが声を上げられるような、意見をきちんと出せるような環境づくりも大事なので、さっき郡司さんが自分のことを大人のようなこどもの代表で来ていますけれどもみたいなお話をされたんですが、その年代の人たちが、ちょっとどこの自治体か忘れちゃったんですが、サポーターみたいな形でちゃんと位置づけられて、もう少し年の小さい子どもたちの意見を聞けるような環境づくりまでやっている自治体もあります。千葉市は若者たちの力もすごく充実しているので、ぜひそういう人たちが子どもたちの声を聞くサポートとか、あるいは自分たちも出ていってもらえるように、少し他市にはないようなユニークな会議体をつくれればいいのかと思います。

○郡司委員 多分、中野区じゃないですかね。お話を聞いていて、中野区や尼崎あたりかなと思いました。中野区がハイティーン会議とあって、それこそ10代後半あたりの子たちを集めたりとか、20代の子たちだけを集めた会議体なんかをカタリバさんが運営をやっていたなと私は記憶しています。尼崎も、今、子ども関係でこどもの意見反映なんかを物すごくやっていらっしゃるので、このあたりは1つ事例として千葉市も参考にできるのかなと思っております。

すみません、加えてなんですけれども、やっぱり子どもたちだけで自分たちのことを考えるって、余りにも当事者だから、外側からの問題というの気づけないし、自分たちが視野が狭いよと誰かが教えてくれないと気づけないと思うので、最近、アドボカシーとかアドボケイトという名前で注目されていますが、そういった形で、例えば有識者の方から子どもたちの考え、思考をサポートしていただいたりだとか、調査報告書なんかを作るときにお手伝いいただいたりだとか、あくまでも子どもたちの代弁をするという形で有識者の方、専門家、大学の先生なのか、あるいは実践されている方なのかが入っていただくというのも私はすてきな形かなと思いますし、そういった近い、自分たちの声を聞いてくれるんだなという大人だったら子どもたち自身も声を伝えやすいのかなと思って、1つ御提案させていただければと思います。

○吉永部会長 ありがとうございます。そういう大人がいたり、あるいは郡司さん世代もいて子ども世代もいるみたいな、そういうような在り方が何となく、ちょっとイメージできたかなと思っています。今日、多分案を出せばいいと思うので、あまり1本に絞らなくても、こういう言い方やこういう在り方みたいな感じで提案できればいいのかなと思っているんですが、今、推進のための会議体の話に終始してしまったんですが、今日、ほかにも話し合わなきゃいけないこともあると思うんです。千葉市さんのほうからそのあたり、先に進むために次はこのあたりをお願いしますみたいな、もしあればお願いします。

○宮葉課長 先ほどちょっと申し上げたんですけれども、第4章の構成として市の方針というのがありまして、それから推進計画、推進状況の確認・検証と、今、事務局の骨子案としてはこういう構成になっております。これまでの御議論の中では推進計画とか推進状況の確認・検証のほうにいろんな御意見をいただいておりますが、方針の御意見もいろいろお聞かせいただけるとありがたいなと思っております。

○吉永部会長 ごめんなさい。ちょっと今、一瞬間こえなかったんです。推進のほうの意見。

○宮葉課長 推進状況の確認とか検証の御議論をいろいろいただいているとは思いますが、最初のほうの市の方針で、今のところ4つの項目をちょっと挙げさせていただいておりますが、このあたりに関しての市の方針として、こういう姿勢を示すべきだとか、こういう内容を含めるべきだとか、そういった御意見もいただけるとありがたいなと思っております。

○吉永部会長 分かりました。4章「こどもに関する施策の推進」の最初に市の方針として、「全てのこどもが健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備」、「困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援」、「子育てに夢や希望を感じられるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援」、「地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援」という4つが挙げられています。これに関しても意見を言っていただければと思います。

○郡司委員 若者当事者として、困難な状況に置かれた若者というのは具体的にどういう若者を想定されているのか、教えていただけませんか。

○宮葉課長 なかなか具体的な例というのは難しいんですけれども、一般的に若者世代でも自立が難しいような状況にあるということもありますので、ちょっと漠然としておりますが、そういった方を一応イメージしています。もちろん若者の方でも自立されている方はいらっしゃると思いますので、そういった方は、基本的には平仮名こどもの概念には入らないのかなと。こども基本法は定義として、こどもというのは発達の過程にあるものとなっておりますので、既にしっかりと自立されている方については、その定義には当てはまらないのではないかと。もちろん何かしら、皆さん課題とか抱えていらっしゃるものだと思いますけれども、基本的に発達の過程にあるという状況ではない方はこのこども基本条例の対象とはならないのではないかと考えております。

以上です。

○郡司委員 宮本先生のお話を伺いたいんですけれども、駄目ですか。

○宮本委員 ちょっとそこだけ。

○郡司委員 そうですよ。御専門でいらっしゃる。

○宮本委員 すみません、オブザーバーなのに発言して。2つ目の困難な状況に置かれた若者の自立支援って、4つの中のこれだけがネガティブな表現なんですよね。非常に違和感があるというのか、1つ目が「全てのこどもが健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備」。これに並ぶ形で若者を言うのであれば、ネガティブな表現ではなくて、若者期特有の状況を踏まえた支援ということになるほうがより前向きで妥当じゃないかと思ひまして、そうしますと若者期の支援って、「健やかに成長でき」という1つ目のボツのところって、やっぱりイメージとしてはこどもですよ、健やかな成長。その年齢を過ぎた、例えば18歳という年齢を具体的に出している自治体もあるので、それを前提にすると、18歳以降の若者期に関しては何が重要かということなんですけれども、例えばこの年齢層って、社会に向けて飛び立つことを課題にする年齢層なんですよね。社会に向けて飛び立つというときに困難な条件に置かれた若者というのは、特出しすればそういうことなんですけれども、それ以外でも、この時期の若者は、やはり社会に向けて飛び立つためにいろいろな課題なり必要な条件を持っていると。その年齢の若者たちの自立に向けた支援ではないかという感じがするので、この表現って、もう少し広く真っ向から若者期の支援をするという表現に変えたほうが良いと思います。困難に陥っている、例えばひきこもりだ、ニート

だというような、そういう状況だけでなく、この年齢に置かれたときの固有の課題っていろいろあるので、そんな困難という表現ぶりだけではないと思うんですよ。もっと前向きな若者支援の表現に変えたほうがいいという感じがします。

年齢的に言うと、18、19歳から25歳くらいまでの方たちは、私が経験した内閣府なんかでも、最近では2人ぐらい委員で出ているんですよ。準備して行って、しっかり発言できるんですよ。その発言に向けて、しかるべき大人がいろいろと支援するということがあり得ますけれども、いろんなところにその年齢の若者たちは委員として出るということの方針に入れたほうがいいと思うんですけれども、それ以外に学校を卒業して実社会に出るときにいろいろな必要なものというのがあるので、それを前提にした支援、これが2つ目のポツでは必要で、「困難な状況」という言葉は子ども・若者育成支援推進法の用語だと思いますけれども、決していい言葉ではないなと。もちろん、それもあるけれども、最初から出してしまうには不適切な表現じゃないかという感じがします。

○吉永部会長 ありがとうございます。ですので、ここは少し表現を、この困難な状況のところ、かなり違和感があるので、そこあたりをしっかりと、例えば分かりませんが、自分らしく生きるということですかね。ちょっと分からないですけれども、その人なりの生き方で生きられるような感じの、例えばこの年になったら絶対自立しなくちゃいけないというのと少し違うかもしれないので、いろんな生き方が選択できたりとか、どの人も尊重されるようなあたりは組み込めるような表現が今すぐには思いつかないんですが、1個だけネガティブなのは何となく違和感がありますので、そこをちょっと変える必要があるとみんなの意見が一致したように思います。

あと、そのつながりで言うと、次のところは子育てに夢や希望を感じられるようにというものの、かなり限定してしまっているというか、確かにそういう人が増えるのは次の社会を存続させるためには必要なことなのかもしれないけれども、別に子育てに夢や希望を感じなくても罪ではないといえますか、妊娠・出産期から切れ目のない支援はすごく大事だと思うんですけれども、その表現を少し考えたほうがいいのかかなと思ったりはします。そのあたりはいかがですか。

○郡司委員 では、私からよろしいですか。

○吉永部会長 お願いします。

○郡司委員 ありがとうございます。体の性が女性ですので、30歳までに1人とか思うと、あと6年しかないんですがというふうに私はよく考えてしまうので、例えば、自分のキャリアと子どもを持つということをどうバランスを取ろうとか、自分は今、大学院に通っていますけれども、大学院の修了と妊娠、出産をどう時期をずらすかみたいな話になるので、子育てをしたい人はしたいと思って、ある程度キャリアをつくらうと思って一人一人考えていますし、夢や希望みたいなものは、持っている人は持っているんで、わざわざここに文章として明記する必要はないと思います。「妊娠・出産期から切れ目のない支援」というだけで私はいいのかなと思いました。

以上です。

○吉永部会長 ありがとうございます。そこはいかがでしょう。笹口委員は、今の困難な若者議論や子育てに夢や希望のあたりはいかがですか。

○笹口委員 非常にそのとおりだと思います。ただ、市の側に立って考えれば、何かしら枕言葉と

というか、条件というか、それは書かないと状況がはっきりしないというところが多分あるんじゃないかなと、そんなところもあります。妊娠・出産期から切れ目のない支援というのは全くそのとおりなんですけれども、それだけぽんと出されて、果たしてどのくらい周りにアピールできるのかというところを考えると、何かしらの表現が必要のような気もするんです。この書き方がよいというわけではないんですけれども、困難な状況に置かれた若者の自立という、確かに困難な状況に置かれてない若者のことは全く書かれてないということになってしまうので、これだと、その世代の特定の方のみを対象にしているという書き方になってしまうので、これは確かにもう少し幅広に書かれたほうがよろしいのかなと思います。

確かに子育てに夢や希望、私もそういうことを考えたことがあって。今の若者が子育てに夢や希望を感じている人が少ないのかどうかというのはよく分からないんですけれども、どうですか。

○郡司委員 よく友達と集まると大体結婚とか子どもの話ばかりしています。別に私は子ども要らないわという子は要らないわと言っているだけだし、欲しいなと言っている子は欲しいなと言っているし、本当それだけでしかないので、夢、希望みたいな、そんなきらきらしたものではないです。

○笹口委員 もうちょっと現実的かもしれませんね。ちょっときらきらっぽい感じがしちゃいます。確かに「子育てに夢や希望を感じられるよう」というと、これもある種限定してしまうというところもあるから、じゃ、どうするかって、非常に難しい感じがしますけれども、大事なことは、全てのこどもを、その発育、成長の段階に応じて全てを網羅するような書き方。君はこども条例の対象じゃないんだねと思われた全てのこども。全てのこどもというのが、多分、この条例の基本的な理念だと思うので、これだと除外されちゃう人がちょっと出てきてしまう、そんな感じもします。

○吉永部会長 ありがとうございます。最近、胎児期ということが私の周りでは、学術的な分野だけかもしれませんけれども、こどもの側に視点を置いて、胎児期から出産を含めてのこども、あるいは子育て家庭の支援みたいな感じの書き方みたいなのも少しずつ出てはきています。

あるいは、もうちょっと別の考え方をすると、妊娠前というんですかね。プレコンセプションといって、妊娠前から産むことについて安心であったりとか、あるいは、いろんな葛藤を少しでも和らげながら、安心してそういうことについて考えられるように、誰もが尊重されながらみたいな考えもあるかなと思うんですが、そういう言い方もあって、ちょっと表現が難しいです。ここはちょっと難しいところではあります。子育てに夢や希望を感じられるというところはみんな一致して、要らないんじゃないか。ただ、枕言葉がなくていきなりというのも難しいので、どうするかねという感じになっているところですかね。

○郡司委員 こども家庭庁の成育局では、どういう文言を使っていますか。

○吉永部会長 プレコンセプションというのは、妊娠を想定している、いつか子どもが欲しいと思っているカップルを対象に考えていく医療の言葉なので、ここに使うのは少しふさわしくないと思うんですけれども、何ですかね。胎児期というのは最近ちょっと使われていますけれども、あまり一般的な言葉ではないですね。

○郡司委員 胎児期はどちらかという1つ目なんですよね、多分。「全てのこども」というふう

に、主語がこどもに置かれているので。

○吉永部会長 そうですね。

○郡司委員 私、3つ目については、単純に「妊娠、出産を希望する者に対する切れ目のない支援」という、すごいすっきり言っちゃっていますけれども、それでも全然いいのかなと思います。というのも、希望する人にというところが大事かなと思ったので、子育て、子どもを持つみたいなのを強要するようなものは余り望ましくないかなと思って、あくまでも「妊娠、出産を希望する者に対する支援」と書くのはどうかという御提案です。もし中絶の話とかになると、また違う文言の書き方をしなければいけないんですが、このあたりをこども基本条例内でどれくらい書くかは議論しないとかなと思っています。

○吉永部会長 そうですね。ちょっと難しい。

○郡司委員 妊娠、中絶みたいな話は若い女の子たちに大きく関わるところで、いわゆる困難な状況に置かれた若者なのかなと思い、ただ、このあたりって性被害とか、そちらの分野かなとも思ったりして、ちょっと難しいですね。

○吉永部会長 難しいですね。国際的な概念で言えば、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの話なんですけれども。

○郡司委員 SRHRと書いても、あんまり伝わらないですよ。

○吉永部会長 そうですね。一般的でないの。

○郡司委員 SRHRは性と生殖に関する権利ということなんですけど、一般用語じゃない。

○吉永部会長 「妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援」でもいいかもしれませんね。そう書けば、別にしたくない人はやらなくてもよくて、希望する人は妊娠前からずっと切れ目なく支援してもらいたい感じになります。

○郡司委員 差し当たりのない感じがします。

○吉永部会長 あと、多様な人の存在に対して差別なくというあたりの文言もきっと入ってくると思うので、そういう多様な性の在り方もあると思うので、5つぐらいつくって、妊娠前から出産、子育て期までの切れ目のない支援の前に多様な価値観、尊重し合える関係性の在り方の推進とか。

○郡司委員 5つ目の項目としてということですか。

○吉永部会長 そうですね。今、4つしかないの、先ほど宮本先生もおっしゃったように、若者世代の論点がちょっと少ないかもしれないから、もう1個ぐらい、そういう人たちの多様な在り方を認めて支えられるような仕組みの推進とか、整備とか、そういうのはどうですかね。多様な生き方や価値観を認め合えるような。

○郡司委員 それは性的マイノリティーの話だったり、国籍の違いだったり、宗教の違いだったり。

○吉永部会長 あとは、年齢が来たら必ず全員自立しなくちゃいけないわけじゃなくて、もしかしたら少し時間がかかる人もいるかもしれないから、そういうものも含めて。

○郡司委員 確かに障害に関する話は書いてないですよ。

○吉永部会長 えっ？

○郡司委員 障害、ハンディキャップに関するものが確かに書いてないな、と今気づきました。

○宮本委員 結構そうやっていくと数が多くなっていく。どのぐらい分解するかですよ。

○郡司委員 ですね。

○吉永部会長 じゃ、ここは今4つあるんだけど、もし入れられるとすると、そういう多様性とかを尊重できるような方針を1つ追加できるといいんじゃないかという程度にとどめますか。

○郡司委員 はい。

○宮葉課長 すみません、事務局です。御審議中、申し訳ございませんが、終了の予定時刻は過ぎておりますけれども、このまま継続するということでよろしいでしょうか。

○吉永部会長 ごめんなさい。ちょっと今、聞こえなかったんです。もう一度お願いしていいですか。

○宮葉課長 御審議中、申し訳ございませんが、終了予定時刻は19時を予定していたんですが、その時間を過ぎておりますけれども、継続していくということでもよろしいでしょうか。それとも、また日を改めてという形になりますでしょうか。

○吉永部会長 予定時刻を守りたいので、いろいろな議論が出たんですけども、大体皆さんが気になるところとかはほぼ一致していたように思いますので、この推進体制の部会としましては幾つか提案をして、また本会のほうでより具体的に、あるいは市のほうでも、いろんな環境もあると思いますので、そのあたりもちょっとすり合わせもしてもらって提案をまとめていければと思うんです。こちらで市の方と少し相談したりして、ある程度またまとめたら皆さんにメールベースで返していくみたいな感じでやり取りさせていいでしょうか。

○郡司委員 はい、私は大丈夫です。

○笹口委員 いいと思います。

○吉永部会長 それでは、宮本先生もよろしいでしょうか。

○宮本委員 結構です。

○吉永部会長 やり取りが難しくして申し訳ありません。

では、ちょっと5分程度超過してしまったんですけども、以上のような感じで本日は終了でもよろしいですか。

○郡司委員 はい。

○吉永部会長 そうしましたら、進行は事務局のほうにお返しします。ありがとうございました。いろいろ御迷惑をおかけしてすみませんでした。

○佐久間補佐 以上をもちまして、令和5年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会こどもに関する施策の推進検討部会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。